大阪市水道局　特名随意契約結果（工事請負・修繕請負）（少額随意契約を除く）　　4 月分

| No. | 案 件 名 称 | 工事種目 | 工 事 場 所 | 契約の相手方 | 契約金額（税込） | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由（随意契約理由番号） | WTO |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 令和6年度　西部水道センター増築棟自動扉修繕 | 諸設備 | 大阪市西区南堀江4-12-26 | ナブコドア株式会社 | ¥1,469,160 | 令和6年4月3日 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 | K6 | - |

# 随意契約理由書

１　案件名称
　令和６年度　西部水道センター増築棟自動扉修繕

２　契約の相手方
　ナブコドア株式会社

３　随意契約理由
　本修繕は、西部水道センターに設置している自動扉の修繕を行い、機能回復を図るものです。
　当該設備は、ナブコドア株式会社が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を必要とします。
　また、上記を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。
　よって、本修繕における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは 、ナブコドア株式会社が唯一の業者です 。
　以上のことから、上記業者と契約を締結します。

４　根拠法令
　地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

５　担当部署
　水道局工務部施設保全センター（電話番号０６－６８１５－２４０１）